

# 更別村農業委員会議事録

令和5年 第7回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年 7月20日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年 7月20日 (14時00分開会、16時10分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 (出席12名、欠席 0名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	磯 忠 義

(4) 議事録署名委員

1番 高橋委員            2番 本多委員

(5) 招集者

更別村長 西山 猛

(6) 出席した職員

農業委員会事務局    事務局長 川上 祐明            係長 前田 貴広  
村産業課                産業課長 高橋 祐二

(7) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地所有適格法人の定期報告について

報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の

## 決定について

### 議案第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

#### (8) その他

- ① 関係例規集、参考冊子等の配布について
- ② 2023年農業委員会活動記録セットの配布について
- ③ 南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会について
- ④ 十勝農業委員会連合会主催新任農業委員研修会について
- ⑤ 経営継承に係る事前打ち合わせ会について
- ⑥ 農地パトロール（利用状況調査）について
- ⑦ 委員報酬の支給及び認印の保管について
- ⑧ 農業委員会委員・職員名簿の作成について
- ⑨ 農業委員章及び農業委員手帳の交付について
- ⑩ 定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について
- ⑪ 全国農業新聞の購読について
- ⑫ 農業委員・職員親睦会の継続及び幹事体制について
- ⑬ 令和5年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について
- ⑭ 令和5年第8回定例農業委員会について

## 2. 開 会

【事務局長】 それでは、ただ今から令和5年第7回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

お手元に「令和5年第7回更別村農業委員会定例総会議案」と書かれているものがあるかと思えます。表紙をめくっていただきますと裏面に議事日程が載っておりますので、そちらに沿って進めて参ります。

併せて、これから申し上げます資料についてもご覧いただきたいと思えます。右上に「資料（組織・会議に関する法律、規則）」と表示された2枚綴じのものになります。

タイトルに「農業委員会等に関する法律【以下（法律）】」「更別村農業委員会会議規則【以下（規則）】」と書かれておりまして、その下、ローマ数字で「I. 本日の任命関係部分」「①委員の任命」とあり、以下読み上げます。

「法律 第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と書いてございます。

この法律に基づきまして、過日開会されました村議会定例会で全委員の任命について同意を得まして、先ほど村長から任命辞令を交付したところ

です。

次に、同じ資料の続きになります。ローマ数字の「Ⅱ. 本日の議事関係部分」「①会議の成立」「規則第7条 会議は、在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」となっています。本日の出席委員は12名であり、ここで定める定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことを報告致します。

資料、続いて「②総会 法律 第27条 農業委員会の委員の会議～この後は「総会」と言います。総会は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する。」となっておりますので、本総会はこちらに出席しております西山村長の招集となります。

この資料はこの後ご覧いただきますので、そのままお手元に備え置いてください。

続いて、農業委員会事務局職員を紹介させていただきます。私事務局長の川上と申します。入口におりますのが前田係長です。

村長の向かって左側、村から高橋産業課長が出席しております。産業課長は毎回この総会に同席いただいております。

### 3. 村長招集挨拶

**【事務局長】** それでは、議事日程の2番目になります。西山村長より招集のご挨拶を申し上げます。

**【村長】** 皆さんこんにちは。やっと晴れまして、今日も昼から会議があって、小麦が明日から始まるということでお聞きしました。本当に大変なあれですけど、今年作物の生育状態もいいということを知っておりますので、無事安全に収穫作業が終わって、豊穰の秋を迎えられることを切に望んでいるところであります。

今日は、お忙しい中にも関わらず、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。任期満了後の最初の農業委員会定例総会となりました。ひとこと招集の挨拶を申し上げます。

まずもって、今回第25期となります更別村農業委員会委員の皆様、先ほど任命辞令を交付させていただきました。任期は3年間となっております、よろしく願いいたします。

平成28年から、議会の同意を条件とする市町村長の任命制度へ移行となり、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない委員を

含むことが義務化され、女性や49歳以下の青年層を積極的に登用するよう配慮を求められてきたところです。

村としまして、農事組合長会議や行政区長会議での説明を経て農業委員の募集を行い、住民の皆様のご理解の下、各地区、団体から定数12名のご推薦をいただきました。今回は残念ながら女性の委員の任命には至りませんでした。利害関係を有しない方、青年層の方については確保することができました。去る6月5日開会されました村議会定例会で議会の同意を得たところです。

農業委員会は担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等に積極的に取り組んでいくことがより強固に位置付けられております。農業が基幹産業であります村における農業委員会に課せられた役割も一層重要になってきているところであります。

新型コロナウイルス感染症の猛威は落ち着いてきたところですが、ウクライナ侵攻に端を発した資材等の高騰など、農業経営に深刻な問題が大きくなかなか来ております。村としても国、道や関係機関と連携しながら様々な支援や対策を講じておりますが、皆様のご理解ご協力を頂きながら本村農業を守っていきたいと考えております。

新たに委員となられた皆様には農地利用の最適化を益々推進いただき、更別村農業の発展にどうぞお力添えをいただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願い致します。

【事務局長】 村長はこの後公務がございますので、退席されます。

※村長退室。

【事務局長】 次の日程へ進む前に、会長が決定するまでの間進行を行う仮議長を決めさせていただきます。仮議長は地方自治法107条の、議会における仮議長を年長の議員が行う規定を準用して、年長の委員に行っていただくことと考えておりますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【事務局長】 ありがとうございます。それでは年長の委員であります井上委員よろしくお願い致します。

#### 4. 会長選出

【仮議長】 それでは、一番高齢ということで、仮議長を務めさせていただきます。スムーズに会長を決定できるよう皆様ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、会長の選出方法について、事務局から説明をお願いします。

す。

【事務局長】 それでは議事日程の3番目、会長選出でございます。先ほどの資料をご覧ください。ローマ数字のⅡの③になります。「③会長 法律 第5条 農業委員会に会長を置く。 2 会長は、委員が互選した者をもって充てる。」とされております。なお、「6 会長は、委員としての任期が満了したときは、その地位を失う。」ということで、任期満了まで会長職に就くことになります。

互選となっておりますが、全員に参加の機会を与えることが基本となりますので、原則は投票による選挙が望ましいと思っておりますが、指名推薦など、全委員の同意があれば必ずしも投票を行う必要はないと考えております。

指名推薦の場合、直接推薦をしていただいて同意を得る方法か、もしくは選考委員会で選考した方を選考委員長が推薦し皆様の同意を得る方法などがありますが、どのような方法で選出したら良いか、ご審議をお願いします。

参考に、今回は選考委員会で選考、推薦し、同意を得ております。

【仮議長】 今、事務局から説明がありましたが、互選ということで、選挙、あるいは推薦、そして選考委員会という三つの方法がありますが、会長についてどのような方法により選出したら良いか、皆様方の意見を伺います。

【磯 委員】 前回同様、選考委員会が良いと思います。

【仮議長】 今、選考委員会というご意見がありましたが、皆さんその方法でよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【仮議長】 それでは、選考委員会での選出ということで、選考委員による選出について説明をお願いします。

【事務長局】 選考委員の人数と選出方法について、鉄南、鉄北、上更別から各1名でいかがでしょうか。

【仮議長】 事務局から提案がありましたが、よろしいでしょうか。  
（「はい」の声）

【仮議長】 それでは、私と事務局で選考委員を決定してよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）

※仮議長と事務局協議のうえ選考委員を決定。

【仮議長】 それでは、選考委員としまして、日光さん、細川さん、藤澤さん、この3名の委員の方をお願いします。

なお、選考委員の中の互選で委員長に選んでいただきたいと思います。

それでは選考委員は別室で選考委員会をお願いします。他の方は暫時休憩ということで、候補者が決まるまでここでお待ちください。

※3階ロビーで選考委員と事務局長による選考委員会開催

【仮議長】 選考委員会が終わったようなので、選考委員長の細川さんより選考結果を報告願います。

【選考委員長】 選考の結果、斗澤博幸委員を会長に推薦したいと思います。

【仮議長】 ありがとうございます。ただいま選考委員長から選考結果の報告がありましたけれども、斗澤委員にお願いしたいということなんですけれども、その他皆さんご意見等がありましたら。

(「ありません」の声)

【仮議長】 それでは選考委員会のとおり、斗澤委員を会長ということで、お願いしたいと思います。

それでは、私はこれでバトンタッチします。

## 5. 会長就任挨拶

【事務局】 それでは、会長より就任のご挨拶をいただきたいと思います。

【会長】 皆さん、改めまして、会長に選任されてしまった斗澤です。何かありましたらいつでも変わりますので、皆さん初の方が多くと思いますけども、本当に分からない中でやりますので、是非一緒になって協力していただいて、業務を進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局長】 会長と若干議事の打ち合わせをさせていただきますので一時休憩を致します。

※休憩 会長と事務局で議事打ち合わせ

【事務局長】 それでは会議の方を再開致します。

先ほどの資料をご覧ください。ローマ数字のⅡの④になります。「④議長

規則 第6条 会長は、会議の議長となり議事を主宰する。」とされておりますので、この後の議事進行は会長に務めていただきます。

## 6. 会長職務代理人選出

【議長】 5番目、会長職務代理人の選出について、事務局より説明をお願い致します。

【事務局長】 資料をご覧ください。ローマ数字のⅡの⑤になります。「⑤会長職務代理人 法律 第5条の 5 会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」とされています。

会長の選出と同じく、互選は全員に参加の機会を与えることが基本となりますが、どのような方法で選出したら良いか決定願います。

参考までに、今回は全員の同意をいただきまして会長指名により選出しております。

【議長】 事務局より説明がありました。会長職務代理人の選出方法について、どのような形がよろしいでしょうか、ご意見無いでしょうか？

【磯 委員】 前回同様、会長指名が良いと思います。

【議長】 ただ今意見がありましたが、前回同様の決定方法でよろしいですか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは、会長指名ということなので、私の方から指名させていただきますけども、申し訳ないんですが、藤澤委員を会長職務代理人として指名します。よろしくお願い致します。

【議長】 それでは、決まってしまったので、就任にあたって、一応ご挨拶ということなんで、よろしくお願い致します。

【職務代理】 すいません、決まってしまいましたので。会長がこの大変な中で、みんな1年目なんで同じ状態の中で、会長の任を受けていただきましたので、会長指名を断る理由がないというか、権限がないと思われまして、快く受けますけども、諸先輩を前に僭越なんでございますけども、会長の補佐を一生懸命したいと思っておりますので、皆さんよろしくお願い致します。

## 7. 議席の決定

【議長】 6番目、議席の決定について説明をお願い致します。

【事務局長】 資料の2頁をご覧ください。「⑥ 議席の決定 規則 第8条 議席は、あらかじめくじで定める。」とされています。

くじの方法ですが、現在の仮議席の順に1回のくじで決定することで如何でしょうか。

【議長】 これでよろしいですか？  
（「はい」の声）

【議長】 その次はずっとこれから、そこで固定？

【事務局長】 はい。

【議長】 そのようにお願いします。

※仮議席1番の委員からくじ引き

※（仮議席順に引いた結果）高橋委員1番、磯委員11番、細川委員4番、田中委員9番、井上委員5番、本多委員2番、藤澤委員6番、家常委員8番、早坂委員3番、瀬田川委員10番、日光委員7番に決定

【事務局長】 ここで10分程度休憩とします。

※議席移動。議事進行打合せ。

## 8. 委員の担当地区の決定

【議長】 議席が決まりましたので、次に7番目、委員の担当地区の決定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局長】 5点ほど説明がございます。まず1点目ですが、会長はこれまでどおり担当地区を持たないことで如何でしょうか。

2点目、地区からの推薦委員は、推薦元の地区を担当することで如何でしょうか。

3点目、中立委員についても担当地区を持つこととし、会長の推薦元の地区を担当することで如何でしょうか。

4点目、団体からの推薦委員は地区推薦委員の出身地区ではない地区、今回の場合は南更別、旭、更生、東栄のうち、農地の利用調整が相当数予想される地区一つを担当することで如何でしょうか。

最後 5 点目です。前々回の任期から、売買や賃貸借の案件が出てきたときは、地区担当委員のほかに鉄南、鉄北、上更別の各ブロックの委員を協力委員として位置付け、あっせんの事前に担当委員と価格や処分相手の範囲などについて協議してもらうこととしていますが、引き続き各ブロックでの協議の体制をとることとしまして、前々回の任期では、継続委員が不在となるブロックには相談役の委員を配置しており、今回は継続委員が 1 名ですが、継続委員が不在となるブロックが 2 か所になるため、相談役を置くことで如何でしょうか、この 5 点についてご協議いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【議 長】 それでは今 5 点ということで、バーッと言ったので頭に入っていないと思うので、1 個ずつゆっくりいきますので、よろしくお願ひします。

まず 1 点目ですけど、会長は担当地区を持たないことなんですけど、一応皆さんの意見を伺いますけど、よろしければ、その通りにしたいんですが、いいですか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは会長は担当地区を持たないということでいきたいと思えます。

次に、地区からの推薦委員は推薦元、地元の地区を担当するという事の提案でしたが、それでよろしいですか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは推薦された地区を担当することで決定したいと思えます。

次、3 点目、中立委員、井上委員ですけども、担当地区を持つこととし、会長の推薦元の地区、更別東区を担当していただくという事務局からの提案ですが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは更別東区よろしくお願ひいたします。

次に 4 点目、団体からの推薦委員、磯委員ですけども、地区推薦委員の出身地区ではない地区のうち、農地の利用調整が件数多そうな地区を担当するという提案なんですけども、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 よろしいということなので、5 番目、各ブロックの協力委員の体制は引き続きとることとして、継続委員が団体から出てる磯さんしかいないので当然 2 ブロック足りないということで、そこに相談役を配置するという提案なんですけども、相談役は誰になるのか。

【事務局長】 磯委員です。

【議長】 全部に顔を出すということ？

【事務局長】 そうです。

【議長】 何か意見があればお願いします。  
（「よろしくお願いします」の声）

【議長】 よろしいですか？  
（「はい」の声）

【議長】 よろしくお願いします。  
では、事務局から担当地区案の説明をお願いします。

【事務局長】 それでは、担当地区の案ということで説明させていただきます。  
まず、団体から推薦のありました磯委員ですが、南更別区を担当していただきたいと思います。  
続きまして中立委員については、会長の地区ということで更別東区を井上委員をお願いします。  
続きまして地区推薦委員といたしまして、早坂委員は更別区、日光委員は昭和区、瀬田川委員は更南区、高橋委員は勢雄区、細川委員ですが、2地区になりますが平和区と旭区、田中委員ですが北更別区、藤澤委員ですがこちらも2地区になるんですが香川区と更生区、本多委員ですが上更別南区、家常委員ですが、こちらも2地区で協和区と東栄区、ということで提案させていただきますので、よろしくお願い致します。

【議長】 ただ今事務局から担当地区の提案がありましたが、よろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは事務局の提案どおり、磯委員が南更別区、井上委員が更別東区、大変ですけどお願いします。早坂委員が更別区、日光委員が昭和区、瀬田川委員が更南区、高橋委員が勢雄区、細川委員が平和区と旭区、田中委員が北更別区、藤澤委員が香川区と更生区、本多委員が上更別南区、家常委員が協和区と東栄区でよろしいですね、よろしくお願いします。

【事務局長】 これで担当地区委員が決まったところですが、農業委員の業務の中に現地調査、現地確認というものがあまして、何か案件があればその土地を確認していただくということがあります。内容によって1人から複数人という形になりますが、複数人が必要なときは担当地区委員にプラスして隣

接の地区委員にお願いすることとしていまして、その組み合わせは事務局の方で機械的に組ませていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【議 長】 うちも、農地のところに家を建てたときに、境界を農業委員が何人かで見に来たときがあつて、その話？

【事務局長】 案件によっては3人で見ていただくことがあつて、総会の前に、こういう案件があるので確認してくださいという依頼も出しますので、組み合わせした上で事前にご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【議 長】 そういう事で、よろしいですか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、よろしくお願ひ致します。

## 9. 議事録署名委員の決定

【議 長】 それでは、やつと次の8番目、議事録署名委員の決定について説明をお願ひ致します。

【事務局長】 それでは、資料2頁をご覧ください。「⑦議事録・署名者の決定 法律 第33条 会長は議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」「規則 第13条 議事録は、署名すべき委員2名を会期のはじめに議長が委員にはかつて指名することを要する」と定められており、また、「第14条 2 議事録には、議長及び委員会において定めた2人の署名委員が署名しなければならない。」とされています。

これまでは議席順で指名しておりましたが、同じ形で如何でしょうか。

【議 長】 ただ今事務局から議事録署名委員の決定方法について説明がありましたが、このように進めてよろしいですね？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、よろしくお願ひします。  
それでは今日の議事録署名委員については、高橋委員と本多委員にお願ひいたします。

## 10. 北海道農業会議普通会員の確認

【議長】 9番目、北海道農業会議普通会員の確認について、説明をお願い致します。

【事務局長】 資料2頁の⑧をご覧ください。「⑧非営利型一般社団法人北海道農業会議」の定款を抜粋し掲載しています。

「第1条 この法人は、一般社団法人北海道農業会議という。」「第3条 この法人は、広く農業者の立場を代表する組織として、農業委員会相互の連絡調整、情報提供活動等、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。

また、農業会議は会員となった者で構成されており、これが第6条第2項以降に書かれています。「第6条 2 この法人に次の会員を置く。(1) 普通会員 (2) 賛助会員」「4 普通会員たる資格を有する者はこの法人の目的及び業務に賛同する個人であって次に掲げる者とする。(1) 北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」とされており、個人の普通会員に位置付けられています。

そこで、当農業委員会では会長が農業会議の会員となることでよろしいでしょうか。

参考に、任期満了前についても会長が会員ということで就任していました。

【議長】 ただ今、北海道農業会議普通会員の確認ということで事務局より説明がありました。会長があたるということですが、これは、この会議に出なければならないとか？

【事務局長】 案内が来たら。

【議長】 そうですか。それでは、会長があたるということで、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【事務局長】 それでは、議件に入る前に、再度資料2頁をご覧ください。

議件の取り決め事項を説明致します。「⑨発言 規則 第9条 委員は、議案について、自由に質疑し及び意見を述べるができる。」となっています。この際は「2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。」とされています。

次に⑩です。「⑩議決の方法 法律 第30条 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっていますので、よろしくお願い致します。

また、この資料の3頁目、4頁目につきましては後ほどご覧いただきました。

いと思います。

## 11. 議件の審議状況

### (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

**【議長】** それでは10番目、これより議件に入らせていただきたいと思います。本日は報告事項3件、議案が2件出ております。よろしくお願い致します。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明をお願い致します。

**【事務局長】** これから議案の議件の方に入りますが、新任委員がおられますので、今月以降新たな議件が出てきた都度、仕組みや法的根拠を前置きし説明させていただきます。多少時間がかかりますが、ご了解いただきたいと思います。

それでは報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。

まずは、先ほどとは別の資料を用意いただきたいのですが、右上に「資料 議件説明用」と書かれた3枚物、全6頁の資料になります。

「1. 報告第1号 農業者年金」ですが、1行目から3行目まで目的が書いてあります。4行目ですが、法律に基づき農業者年金制度の実施機関として「独立行政法人農業者年金基金」が創設され、業務を行っております。

その下の黒丸、業務実施の仕組みを載せています。図の左上「農業者年金基金」があり、そこから右に向かう矢印が出ています。「一部業務委託」ということで、「市町村」と「農協」が業務を受託しています。市町村の下には「事務委任」ということで、「農業委員会」が市町村の受託事務を全て受けています。農協は、図の一番右に記載の「農業者」から申請書や届出書を受理し、それを農業委員会へ提出しています。農業委員会はその書類を審査し、農業者年金基金へ提出する仕組みとなっています。

この資料は、この後にもご覧いただきますので、お手元に備え置いてください。

続いて議案をご覧ください。表紙から2枚めくったところに報告第1号を載せております。

ここでは、前回の6月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況について報告するものです。

(報告案件朗読)

**【議長】** ただ今の説明で何か分からない点、ご質問等があれば。

(質疑等無)

【議長】 なければ、この案件については報告事項でありますので、次に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(2) 報告第 2 号、農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは、報告第 2 号、農地所有適格法人の定期報告について説明をお願い致します。

【事務局長】 報告第 2 号 農地所有適格法人の定期報告について説明致します。

先ほどの「資料 議件説明用」の「2. 報告第 2 号 農地所有適格法人の定期報告」をご覧ください。

黒丸の一つ目、農地法第 6 条第 1 項「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされています。経営農地等を有する農地所有適格法人は、毎年農業委員会へ定期の報告義務があるということです。

ただし、報告の対象とならない法人があり、それが※印に 3 点書いてあります。

①昭和 37 年 7 月 1 日以前から所有している農地以外に経営地がない法人。この日に法人制度の法律が施行されたのですが、その日以前から所有している農地しか持たない法人は報告義務がありません。

②開墾した農地のみを所有している法人。

③過去、農地所有適格法人であったが、農地を全て処分し、一切農地の権利を有していない法人。 となっています。

黒丸の二つ目には報告期限が書いてあり、「毎事業年度の終了後 3 月以内に農地等の所在地を管轄する農業委員会に提出しなければならない。」とされています。

黒丸の三つ目、「農業委員会は、前項前段の規定による報告（定期報告）に基づき、農地所有適格法人が第 2 条第 3 項各号に掲げる要件（農業関係の売上割合、構成員の議決権保有割合など）を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。」とされています。報告書が提出されたら農地所有適格法人の要件を具備しているか確認し、要件充足が危ぶまれるときは勧告できますということが定められています。

この要件の確認について、※印、北海道農業会議では「総会で確認することが望ましいが、事務局で要件を確認後、報告事項とすることもできる。」

としているため、本村では報告事項での対応としているところです。

黒丸の四つ目は省略致します。

黒丸の五つ目に農地所有適格法人の要件を載せております。(1)から(5)まで5つあり、この全てを満たす必要があります。

(1)形態要件では、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、農事組合法人のいずれかでなければならないとされています。

なお、有限会社については平成18年5月に法改正があり、有限会社という会社類型はなくなり、その時点で株式会社として存続している扱いになっています。

(2)事業要件では、総売上の50%超が農業及びその行う農業に関連する事業で占めなければならないとなっています。

(3)構成員要件～構成員イコール出資者になります。

会社法人の場合ですが、※印の一つ目、株式会社の場合は①から⑤に該当する出資者の有する議決権が50%を超えていること、※印の二つ目、持分会社の場合は①から⑤に該当する出資者の人数が50%を超えていることが要件です。

農事組合法人の場合、※印、⑥から⑨に該当する者等の数が総組合員の3分の1を超えないことが要件です。

(4)業務執行役員要件では、業務執行役員の人数の過半が出資者で、かつ法人が行う農業に年間150日以上従事しなければならないとされています。「農業に従事」とは、農作業に加え経理・営業のデスクワークも含まれます。

(5)農作業従事要件では、法人の役員、出資者、従業員のうち、1人以上の者が年間60日以上農作業に従事することが要件です。

それでは議案をご覧ください。6月定例総会議案調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので、報告するものです。

(報告案件朗読)

【議長】 私自身も何かモヤモヤの中進んでますけども、何か質問等ありますか？  
(質疑等無)

【議長】 なければ、報告ということで、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告をお願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん (結果報告) について説明致します。

「資料 議件説明用」の4頁をご覧ください。「3. 報告第3号 あっせん結果報告」になります。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項で「農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

続いて「あっせん」とあります。あっせんとは、記載のとおり、北海道のあっせん事業実施要領、更別村のあっせん基準に基づき、農業委員会が実施主体となり、あらかじめあっせん譲受等候補者名簿に登載された方をあっせんの相手方として選定し、農業委員の中から選ばれたあっせん委員によって農用地等の権利移動を行うことです。

「利用権の設定等」とは、所有権の移転（売買）、使用収益権の設定・移転（貸借権等の設定・移転）になります。

「認定農業者」とは、市町村が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」というものがあり、都道府県知事からその構想の同意を得た市町村～この後は「同意市町村」と言います。同意市町村の区域内で農業経営を営み、又は営もうとする方が、農業経営改善計画という計画を作成して同意市町村へ提出し、その計画が適当である旨の認定を受けた方のことを言っています。認定までの流れは図のとおりです。

「認定就農者」の説明は省略します。

議案をご覧ください。6月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するものです。賃貸借1件のあっせんが成立しております。

こちらは賃貸借期間の満了に伴い改めてあっせんを行ったものです。

（報告案件朗読）

**【議長】** それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、あっせん委員長でありました磯委員より報告をお願い致します。

**【磯委員】** 6月23日、書類あっせんということで、中身が今まで通りということだったので書類あっせんということで、会議室で行いました。私の他に大地委員、塩田委員、及川委員と共にあっせん委員会を開き、無事に書類あっせんではありますけれども、終了させていただきました事を報告したいと思います。

**【議長】** ただ今報告がありましたが、何かご意見ご質問等がありましたら。  
（質疑等無）

**【議長】** なければ、報告事項ということで、この件はよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方を終了させていただきます。

- (4) 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは、これより議案に入ります。議案第1号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第1号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

「資料 議件説明用」5頁をお開き願います。「4. 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」になります。

黒丸の一つ目、旧農業経営基盤強化促進法～この後は「旧基盤強化法」と言います。旧基盤強化法第4条第3項で定める農業経営基盤強化促進事業というものが、これは市町村が行う、農用地について利用権の設定、移転、所有権の移転を促進する事業などのことを言います。

黒丸二つ目は報告第3号でも出ました。旧基盤強化法第15条第1項、農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、申出の内容を勘案して認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。ここがあっせんに当たります。

農業委員会でのあっせんが終わった後、黒丸三つ目の段階に入ります。旧基盤強化法第18条第1項、同意市町村～報告第3号で説明したとおり、市町村が作成する基本構想について、知事から同意を得た市町村のことです。同意市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。この農業委員会の決定が、議案第1号に当たります。そして、市町村が農用地利用集積計画を定めれば、農地法第3条申請の許可がなくとも農地の権利移動ができることになります。

黒丸四つ目、旧基盤強化法第19条、同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

黒丸五つ目、旧基盤強化法第20条、前条の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するというので、公告をもってはじめてこの集積計画が効力を発することになります。

黒丸の最後六つ目になります。旧基盤強化法第18条第3項、この集積計画決定の要件になります。

要件の一つ目は、「(1)農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」

マルポツ一つ目、基盤強化法第6条に「市町村は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる」とされています。今は見なくて結構ですが、本日配布します冊子の中に「条例・規則・基準・要綱等」というものがあり、その中に更別村の基本構想を綴込んでいます。基本構想は、農業経営基盤の強化促進目標、営農類型ごとの指標等を定めているものです。

マルポツ二つ目、基盤強化法第12条第4項では、農業経営改善計画の認定要件として「基本構想に照らし適切なものであること」などが定められています。

マルポツ三つ目、農業経営改善計画には、売買、貸借等に伴う農地の拡大目標を示す項目があり、これを含めて基本構想に照らし適切であるか否かを判断することになっています。ですので、農業経営改善計画の認定を受けている＝認定農業者であれば、農用地利用集積計画の内容も必然的に基本構想と適合するものであると言えます。

集積計画決定要件の二つ目です。「(2)利用権の設定等を受ける者が、設定等を受けた後、全ての農用地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められること。」

続いて決定要件の三つ目は省略致します。

農用地利用集積計画の決定には、これらの要件をクリアする必要があります。

最後に事務のフロー図が付いております。こちらも後ほどご覧ください。

議案をご覧ください。旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた賃貸借1件売買1件の農用地利用集積計画について、議案のとおり審議願うものです。

賃貸借の1件目、(議案朗読)

売買の1件目です。(議案朗読)

なお、この売買の件については、あっせんを6月13日に行っていましたが、公社の買入の手続きを先月の定例総会で審議しておりまして、集積計画を今回審議していただくことになっているものです。

以上2件、集積計画に登載するためのものであり、先ほど説明しました農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えております。

ここで最初にご覧いただいた、「資料(組織・会議に関する法律、規則)」

をご覧いただきたいと思います。4頁のローマ数字「Ⅳ. 会議の開催に関する主な事項」の「③議事参与の制限」ということで、「法律 第31条 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない。」となっております。

●●委員につきましては、当該案件の審議の際は一時退室をお願い致します。

【議長】 今説明がありましたが、●●委員は一旦退室をお願いします。

【事務局長】 廊下でお待ちいただければ、すぐ終わると思いますので。

(●●委員退室)

【議長】 それでは、早く戻してあげたいので進めたいと思いますが、まず利用権の設定等を受ける方がAの件ですけれども、この件について、何かご質問等あれば。

(質疑等無)

【議長】 なければ、このまま決定でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは●●委員を戻してください。

(●●委員入室)

【議長】 次に、売買の方の、Bの方の、利用権の設定等を受ける方が北海道農業開発公社の件ですけれども、この件について何かご質問等ありますか？

(質疑等無)

【議長】 なければ、この件についても、決定してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、今回のこの2件は、全て決定することと致します。

(5) 議案第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

先ほどの報告第3号でも説明いたしましたが、「資料 議件説明用」4頁をお開き願います。「5. 議案第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん」になります。

黒丸の下の「あっせん」とあります。あっせんとは、記載のとおり、北海道のあっせん事業実施要領、更別村のあっせん基準に基づき、農業委員会が実施主体となり、あらかじめあっせん譲受等候補者名簿に登録された方をあっせんの相手方として選定し、農業委員の中から選ばれたあっせん委員によって農用地等の権利移動を行うことです。

議案に戻りまして、賃貸借2件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1 件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料1頁に申出地の図面を付けております。

2 件目、(議案朗読)

こちらにも議案資料をご覧ください。資料2頁から4頁に申出地の図面を付けております。

なお、こちらについては、どちらも従前と変わらない内容での更新を希望されておりまして、この場合には、通常、定例総会終了後に、当事者を参集せずに、あっせん委員で書類のみで処理しておりまして、今回も、そのように書類あっせんとして進めてよろしいか、併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明があつたとおり、賃貸借2件の農地のあっせんの申出がありましたけども、この件につきまして、あっせんをしてもいいということでもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それではあっせんをするということにして、どちらも継続で借りるということなので、当事者を参集せずに、あっせん委員による書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいですね？  
(「はい」の声)

それではあっせん委員を選びたいと思うんですが、ちょっと相談させてください。

※事務局と協議

それでは、あっせん委員の方を選ばせていただきます。1件目ですけども、磯委員、井上委員、早坂委員、藤澤委員の4名でよろしくお願い致します。

ます。

2件目の佐藤さんの方のあっせん委員ですが、井上委員、磯委員、早坂委員、藤澤委員の4名で、よろしくお願い致します。

重複していますが、事務局より説明してください。

**【事務局長】** 書類あっせんということで、通常は定例総会後に行っておりまして、その場合はなるべく最小限の人数でお願いすることとしておりますので、こういった場合は同じ方に、もちろん担当の地区の委員さんはそれぞれ入ることになるのですが、他の方については、基本的には鉄南、鉄北、上更別から1名選んだうえで、あっせん委員を構成するのですが、担当地区の委員さんの組み合わせを見ながら選定させていただいておりますので、今回は1件目の担当委員が磯委員となっております、2件目の担当委員が井上委員となっておりますので、その方にはあっせん委員になっていただきまして、その他は今回は鉄南から1名上更別から1名ということで、先ほどの早坂委員、藤澤委員を選ばせていただいたところです。

**【議長】** 違う人を選ぶと、この2件をやるのに6人も7人も集まってやらないとまらないので、何とか簡略化ということで、考えられたそうです。よろしいですか？

(「はい」の声)

**【議長】** それでは今の4名の方、よろしくお願い致します。

## 12. その他の協議状況

### (1) 関係例規集、参考冊子等の配布について

**【議長】** 次、11番目、その他に移ります。1件目、関係例規集、参考冊子等の配布について説明をお願い致します。

※ 各委員へ別冊の参考ファイル及び参考冊子を配布。

### (2) 2023年農業委員会活動記録セットの配布について

**【議長】** 次、2番目、2023年農業委員会活動記録セットの配布についてお願い致します。

※ 各委員へ別冊の活動記録セットを配布。

### (3) 南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会について

【議 長】 次、3番目、南十勝農業委員会委員・職員研修会及びパークゴルフ大会についてお願い致します。

※ 資料6頁。8月17日（木）、更別当番で開催。

(4) 十勝農業委員会連合会主催新任農業委員研修会について

【議 長】 次、4番目、十勝農業委員会連合会主催新任農業委員研修会についてお願い致します。

※ 8月23日（水）午後2時～4時、とちプラザで開催。都合が悪い場合を除き参加を。バスで役場前午後0時50分出発予定。

(5) 経営継承に係る事前打ち合わせ会について

【議 長】 次、5番目、経営継承に係る事前打ち合わせ会についてお願い致します。

※ 資料6頁。日程を調整して連絡を。

(6) 農地パトロール（利用状況調査）について

【議 長】 次、6番目、農地パトロール（利用状況調査）について説明をお願い致します。

※ 資料7頁～14頁。

※ 7月24日（月）～8月18日（金） 午前か午後  
鉄南、鉄北、上更別の地区ごとに実施（会長は今年は上更別）

※ 地区ごとに日程調整して日時を決める

鉄南：8/10（木）9:00

鉄北：8/8（火）9:00

上更：8/7（月）13:30

(7) 委員報酬の支給及び認印の保管について

【議 長】 次、7番目、委員報酬の支給及び認印の保管について説明をお願い致します。

※ 毎月21日支給。7月分は日割計算となり、8月上旬に支払。振込に必要な書類提出を願う。

※ 事務に必要な印鑑を事務局へ預けていただきたい。

(8) 農業委員会委員・職員名簿の作成について

【議長】 次、8番目、農業委員会委員・職員名簿の作成について説明をお願い致します。

※ 名簿作成に必要な書類に記入し提出を願う。調製後、次回定例総会時に配布。

(9) 農業委員章及び農業委員手帳の交付について

【議長】 次、9番目、農業委員章及び農業委員手帳の交付について、説明をお願い致します。

※ 農業委員章、会長章を本日配布。

※ 手帳に挟み込む身分証明書は、次回定例総会時に配布。

(10) 定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について

【議長】 次、10番目、定例農業委員会の開催計画及び年間行事予定表について説明をお願い致します。

※ 別紙予定表を配布。

(11) 全国農業新聞の購読について

【議長】 次、11番目、全国農業新聞の購読について説明をお願い致します。

※ 毎週1回発行で、購読料は月額700円。代金は組勘及び普通口座から引落し。

(12) 農業委員・職員親睦会の継続及び幹事体制について

【議長】 次、12番目、農業委員・職員親睦会の継続及び幹事体制についてお願い致します。

※ 資料15頁。会費、事業について説明。議席順により幹事体制構築。

※ 会費引落しのため口座振替申込書の提出を願う。

※ 見舞金、香典について、規定のとおり確認。

(13) 令和5年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について

【議長】 次に13番目、令和5年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について説明をお願い致します。

※ 当農業委員会は協議会がないため準会員。会費は1人当たり200円で、村の予算で計上済。

(14) 令和5年 第8回農業委員会定例総会について

※ 第8回定例総会は、8月22日（火）13時30分から決定する。

### 13. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、皆さん初の定例会ということで、本当に何が何だか訳が分からないまま議長も進んでいましたけども、これが分かるようになる頃は多分終わるかなと。本当に経験のある磯委員にはお世話になるかもしれませんが、みんなで協力し合って、業務をこなしていこうと思いますので、よろしくお願いします。これで閉会します。お疲れさまでした。